### 別表

# ○豊橋市岩田総合球技場 利用料金

	施設の名称	
豊橋市民球場		
豊橋市民球技場		
豊橋市民庭球場		
豊橋市民クラブハウス		

### 1 豊橋市民球場 利用料金

1 豆制中以外侧 利用付业		昼間			夜間	全日	
区分		午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後6時から	午前9時から	
j		正午まで	午後5時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで	
			円	円	円	円	円
		平日	6, 490	9, 170	15, 660	6, 490	22, 150
アマチ ュア野	する金銭を徴収しない場合	日曜日、土曜日 及び休日	9, 730	13, 750	23, 480	9, 730	33, 210
球の場	入場料又はこれに類	平日	12, 980	18, 340	31, 320	12, 980	44, 300
合	する金銭を徴収する 場合	日曜日、土曜日 及び休日	19, 470	27, 510	46, 980	19, 470	66, 450
	入場料又はこれに類	平日	12, 980	18, 340	31, 320	12, 980	44, 300
アマチ ュア野	する金銭を徴収しない場合	日曜日、土曜日 及び休日	19, 470	27, 510	46, 980	19, 470	66, 450
球以外	入場料又はこれに類	平日	129, 800	183, 400	313, 200	129, 800	443,000
の場合	HI A	日曜日、土曜日 及び休日	194, 700	275, 100	469, 800	194, 700	664, 500
放送設值	備	l	1, 910	1, 910	3,820	1, 910	5, 730
スコア	ボード		1, 910	1, 910	3,820	1, 910	5, 730
更衣室	<ul><li>シャワー室</li></ul>		1, 270	1, 270	2, 540	1, 270	3,810
ブルペン		630	630	1, 260	630	1,890	
会議室		940	1, 270	2, 210	940	3, 150	
				全点灯			9,270円
照明設備		1 時間以内	2分の1	2分の1点灯		5,060円	
				3分の1点灯		3,820円	
			1時間を超えた その超えた時間について30分までごとに			゛とに	
			ときに上記の	2金 全点灯		4,630円	

	額に加算する額	2分の1点灯	2,530円		
		3分の1点灯	1,910円		
	1 休日とは、	_ 国民の祝日に関する法律(昭和234	年法律第178		
	号) に規定す	てる休日をいう。			
	2 この表の時	<b>時間外において利用するときの利</b> 力	用料金は、1		
	時間につき(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)、				
	その利用が午	前9時以前のときは午前9時か	ら正午まで		
備考	の、午後9時	以後のときは夜間の時間区分の1	時間に相当		
	する額(その	)額に100円未満の端数を生じたと	きは、これ		
	を100円に切り上げる。)とする。				
	3 アマチュア野球以外の場合において、入場料又はこれに				
	類する金銭を	・徴収するときの照明設備に係る。	利用料金は、		
	当該利用料金	この10倍の額とする。			

#### 2 豊橋市民球技場 利用料金

2	甲氏球技場 利用科金					
区分			昼間			
			午前9時から	午後1時から	午前9時から	
			正午まで	午後5時まで	午後5時まで	
			円	円	P.	
	入場料又はこれに類する金銭を	平日	5, 900	7, 830	13, 730	
アマチュアの	徴収しない場合	日曜日、土曜日及び休日	7,840	10, 410	18, 250	
場合	入場料又はこれに類する金銭を	平日	11,800	15, 660	27, 460	
徴収する場合	日曜日、土曜日及び休日	15, 690	20, 820	36, 510		
	入場料又はこれに類する金銭を	平日	11,800	15, 660	27, 460	
アマチュア以	徴収しない場合	日曜日、土曜日及び休日	15, 690	20, 820	36, 510	
外の場合	入場料又はこれに類する金銭を	平日	118,000	156, 600	274, 600	
徴収する場合	日曜日、土曜日及び休日	156, 940	208, 270	365, 210		
放送設備			1,270	1,270	2, 540	
スコアボード			630	630	1, 260	
更衣室・シャワー室		630	630	1, 260		

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)、その利用が午前9時以前のときは午前9時から正午までの、午後5時以後のときは午後1時から午後5時までの時間区分の1時間に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。

## 3 豊橋市民庭球場 利用料金

区分	午前9時から	午前11時から	午後1時から	午後3時から	午後5時から	午後7時から
<u> </u>	午前11時まで	午後1時まで	午後3時まで	午後5時まで	午後7時まで	午後9時まで
テニスコー 平日	810円	810円	810円	810円	810円	810円
ト(1面につ日曜日、土曜日及さ)	1,210円	1,210円	1,210円	1,210円	1,210円	1,210円
放送設備	760円	760円	760円	760円	760円	760円
備考	<ul><li>2 更報</li><li>3 照ける</li><li>4 による</li><li>5 による</li><li>6 による</li><li>7 による<!--</td--><td>・シャワー室</td><td>図の利用料金は、ない時間に、いいでは、ないででででででででででいる。利用では、のででででいる。 またい はい はい</td><td>を含む。 1面1時間に 170円とする るときのコ (1時間に活 時以前のとる 午後7時かに に100円未満</td><td>ート1面及で 満たないとき きは午前9時</td><td>F間に満たな が放送設備 をは、1時間 Fから午前11 での時間区</td></li></ul>	・シャワー室	図の利用料金は、ない時間に、いいでは、ないででででででででででいる。利用では、のででででいる。 またい はい	を含む。 1面1時間に 170円とする るときのコ (1時間に活 時以前のとる 午後7時かに に100円未満	ート1面及で 満たないとき きは午前9時	F間に満たな が放送設備 をは、1時間 Fから午前11 での時間区

## 4 豊橋市民クラブハウス 利用料金

	昼間			夜間	全日
区分	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後6時から	午前9時から
	正午まで	午後5時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
会議室	940円	1,270円	2,210円	940円	3, 150円
	満たないとき 9時から正 <sup>4</sup>	きは、1 時間 Fまでの、午後	とみなす。) 後9時以後の	、その利用なときは夜間の	は、1時間につき(1時間に が午前9時以前のときは午前 の時間区分の1時間に相当す これを100円に切り上げる。)